

料金表

都市ガスハッピープラン
(静岡ガス地区)

2025年10月10日実施

株式会社サイサン

料金表 都市ガスハッピープラン（静岡ガス地区）

1	対象となるお客さま	1
2	用語の定義.....	1
3	適用条件	1
4	料金.....	1
5	単位料金の調整	1
6	手数料等	2
7	その他	2
付則.....		3
1	実施の期日	3
別表.....		4
1	料金および消費税等相当額の算定方法	4
2	料金表	5
ダブルハッピー割引（割引プラン）重要事項説明		7
トリプルハッピー割引(割引プラン)重要事項説明		8

1 対象となるお客さま

この料金表は以下供給区域にお住まいのお客さまであり、3（適用条件）を満たすお客さまに適用いたします。なお、この料金表は、当社のガス小売供給約款（以下「ガス供給契約」といいます。）とあわせて適用いたします。

一般ガス導管事業者	供給区域等
静岡ガス株式会社	静岡ガス株式会社が定める託送供給約款の供給区域

2 用語の定義

この料金表およびガス供給契約において使用する「単位料金」とは、5（単位料金の調整）に規定する基準単位料金または調整単位料金をいいます。

3 適用条件

この料金表は、お客さまがこの料金表の適用を希望される場合に適用いたします。

4 料金

当社は別表 2（料金表）を適用して、ガス供給契約の規定により算定した使用量にもとづき、その料金算定期間の料金を算定いたします。なお、消費税率が改定された場合は、改定後の消費税率にもとづき精算いたします。

5 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)ロにより算定した平均原料価格が(2)イに定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により別表 2（料金表）の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表 1（料金および消費税等相当額の算定方法）(4)のとおりといたします。

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1 立法メートルあたり）＝基準単位料金＋0.082 円×
原料価格変動額 / 100 円×（1＋消費税率）

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1 立法メートルあたり）＝基準単位料金－0.082 円×
原料価格変動額 / 100 円×（1＋消費税率）

ハ 備考

上記の算式によって求められた計算結果の小数点第 3 位以下の端数は切り捨て。

- (2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格および原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

イ 基準平均原料価格(トンあたり)

83,090 円

ロ 平均原料価格(トンあたり)

別表 1（料金および消費税等相当額の算定方法）(4)に定められた各 3 ヶ月間における貿易統計の数量および価額から算定したトンあたり LNG 平均価格（算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入し 10 円単位といたします。）およびトンあたり LPG 平均価格（算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入し 10 円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

平均原料価格＝トンあたり LNG 平均価格×0.9424＋トンあたり LPG 平均価格×0.0633

ハ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の 100 円未満の端数を切り捨てた 100 円単位の金額といたします。

(イ) 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額 = 平均原料価格 - 基準平均原料価格

(ロ) 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額 = 基準平均原料価格 - 平均原料価格

6 手数料等

(1) 帳票発行手数料

イ ガス供給約款 21 (料金その他の支払方法) (2)イの場合

請求書 1 部につき	220.00 円 (消費税相当額を含みます)
------------	---------------------------

ロ ガス供給約款 21 (料金その他の支払方法) (1)ハ(イ)

払込票 1 部につき	330.00 円 (消費税相当額を含みます)
------------	---------------------------

7 その他

その他の事項については、ガス供給約款を適用いたします。

付則

1 実施の期日

この料金表は 2025 年 10 月 10 日から実施いたします。

別表

1 料金および消費税等相当額の算定方法

- (1) 料金は、基本料金と従量料金の合計額の 1 円未満の端数の金額を切り捨てたものいたします。
- (2) 従量料金は、基準単位料金または 5 の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (3) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。

料金に含まれる消費税等相当額

$$= \text{料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率}) \text{ (1 円未満切り捨て)}$$

- (4) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。

- イ 料金算定期間の末日が 1 月 1 日から 1 月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年 8 月から 10 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ロ 料金算定期間の末日が 2 月 1 日から 2 月 28 日(うるう年は 2 月 29 日)に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年 9 月から 11 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ハ 料金算定期間の末日が 3 月 1 日から 3 月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年 10 月から 12 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ニ 料金算定期間の末日が 4 月 1 日から 4 月 30 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年 11 月から当年 1 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ホ 料金算定期間の末日が 5 月 1 日から 5 月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年 12 月から当年 2 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ヘ 料金算定期間の末日が 6 月 1 日から 6 月 30 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年 1 月から 3 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ト 料金算定期間の末日が 7 月 1 日から 7 月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年 2 月から 4 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- チ 料金算定期間の末日が 8 月 1 日から 8 月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年 3 月から 5 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- リ 料金算定期間の末日が 9 月 1 日から 9 月 30 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年 4 月から 6 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ヌ 料金算定期間の末日が 10 月 1 日から 10 月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年 5 月から 7 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ル 料金算定期間の末日が 11 月 1 日から 11 月 30 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年 6 月から 8 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ヲ 料金算定期間の末日が 12 月 1 日から 12 月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年 7 月から 9 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

2 料金表

(1) 適用区分

料金表 A 使用量が 0 立方メートルから 10 立方メートルまでの場合に適用いたします。
 料金表 B 使用量が 10 立方メートルをこえ 25 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表 C 使用量が 25 立方メートルをこえ、60 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表 D 使用量が 60 立方メートルをこえ、150 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表 E 使用量が 150 立方メートルをこえる場合に適用いたします。

(2) 料金表

イ 料金表 A

(イ) 基本料金

1 か月およびガスメーター1 個につき	808.00 円 (消費税等相当額を含みます)
---------------------	----------------------------

(ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	232.49 円 (消費税等相当額を含みます)
-------------	----------------------------

(ハ) 調整単位料金

(2)イ(ロ)の基準単位料金をもとに、5 (単位料金の調整) の規定により算定した
 1 立法メートルあたりの単位料金といたします。

ロ 料金表 B

(イ) 基本料金

1 か月およびガスメーター1 個につき	852.00 円 (消費税等相当額を含みます)
---------------------	----------------------------

(ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	228.09 円 (消費税等相当額を含みます)
-------------	----------------------------

(ハ) 基準単位料金

(2)ロ(ロ)の基準単位料金をもとに、5 (単位料金の調整) の規定により算定した
 1 立法メートルあたりの単位料金といたします。

ハ 料金表 C

(イ) 基本料金

1 か月およびガスメーター1 個につき	1,380.00 円 (消費税等相当額を含みます)
---------------------	------------------------------

(ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	206.98 円 (消費税等相当額を含みます)
-------------	----------------------------

(ハ) 調整単位料金

(2)ハ(ロ)の基準単位料金をもとに 5 (単位料金の調整) の規定により算出した
 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

ニ 料金表 D

(イ) 基本料金

1 か月およびガスメーター1 個につき	1,501.00 円 (消費税等相当額を含みます)
---------------------	------------------------------

(ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	204.95 円 (消費税等相当額を含みます)
-------------	----------------------------

(ハ) 調整単位料金

(2)ニ(ロ)の基準単位料金をもとに 5 (単位料金の調整) の規定により算出した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

ホ 料金表 E

(イ) 基本料金

1 か月およびガスメーター1 個につき	1,691.15 円 (消費税等相当額を含みます)
---------------------	------------------------------

(ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	203.68 円 (消費税等相当額を含みます)
-------------	----------------------------

(ハ) 調整単位料金

(2)ホ(ロ)の基準単位料金をもとに 5 (単位料金の調整) の規定により算出した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

ダブルハッピー割引（割引プラン）重要事項説明

1 割引プランの説明

株式会社サイサン（以下「当社」という）が販売する「都市ガスハッピープラン（静岡ガス地区）」と「ウォーターワン（宅配水）」または株式会社エネワンでんきが販売する「エネワンでんき」をご家庭でご利用の個人のお客さまで、都市ガスと請求をおまとめいただいた場合、毎月 220 円（税込）を割引いたします。

2 適用条件

- (1) 本割引プランは、当社が販売する都市ガスの料金プラン「都市ガスハッピープラン（静岡ガス地区）」に申し込みいただき、次の条件を満たしたお客さまが対象になります。
 - イ 当社が販売する「エネワンでんき」または「ウォーターワン」を新規でお申し込みいただき、都市ガスと請求をおまとめいただいたお客さま。
 - ロ 当社が販売する「エネワンでんき」または「ウォーターワン」を既にご使用いただいており、都市ガスと請求をおまとめいただいたお客さま。

3 割引金額と割引の方法

毎月の当社からのご請求金額より、「セット割引」として 220 円（税込）を割引いたします。

4 適用とならない場合

- (1) 本割引プランは、次の場合適用外となります。
 - イ 「都市ガスハッピープラン（静岡ガス地区）」を解約したとき。
 - ロ 「エネワンでんき」または「ウォーターワン」を解約したとき。
 - ハ 「都市ガスハッピープラン（静岡ガス地区）」および「エネワンでんき」または「ウォーターワン」の請求がまとめ請求でなくなったとき。
 - ニ 申し込み内容に虚偽の記載があったとき、その他当社が不適当と認めたとき。
 - ホ ガス料金の支払いに遅延等がある場合は、適用外となります。

5 その他

- (1) 本割引プランは当社が実施する他の割引プラン等と重複して割引を受けることが出来ます。
- (2) 「都市ガスハッピープラン（静岡ガス地区）」を解約した場合でも、「エネワンでんき」、「ウォーターワン」は継続してご利用いただけます。この場合、割引の適用は解除されます。
- (3) 当社は事前の予告無く、サービスの変更または終了することがあります。

●割引プラン等についてのお問い合わせは、下記にご連絡下さい。

株式会社サイサン(登録番号：A0023)

住所：〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1-11-5

電話番号:0570-041-313

トリプルハッピー割引(割引プラン)重要事項説明

1 割引プランの説明

株式会社サイサン（以下「当社」という）が販売する「都市ガスハッピープラン（静岡ガス地区）」と「ウォーターワン（宅配水）」および株式会社エネワンでんきが販売する「エネワンでんき」をご家庭でご利用の個人のお客さまで、都市ガスと請求をおまとめいただいた場合、毎月 275 円（税込）を割引いたします。

2 適用条件

- (1) (1) 本割引プランは、当社が販売する都市ガスの料金プラン「都市ガスハッピープラン（静岡ガス地区）」に申し込みいただき、次の条件を満たしたお客さまが対象となります。
- イ 当社が販売する「エネワンでんき」および「ウォーターワン」を新規でお申し込みいただき、都市ガスと請求をおまとめいただいたお客さま。
 - ロ 当社が販売する「エネワンでんき」および「ウォーターワン」を既にご使用いただいており、都市ガスと請求をおまとめいただいたお客さま。

3 割引金額と割引の方法

毎月の当社からのご請求金額より、「セット割引」として 275 円（税込）を割引いたします。

4 適用とならない場合

- (1) 本割引プランは、次の場合適用外となります。
- イ 「都市ガスハッピープラン（静岡ガス地区）」を解約したとき。
 - ロ 「エネワンでんき」または「ウォーターワン」を解約したとき。ただし、どちらか一方を継続してご使用いただく場合は、ダブルハッピー割引が適用されます。
 - ハ 「都市ガスハッピープラン（静岡ガス地区）」および「エネワンでんき」および「ウォーターワン」の請求がまとめ請求でなくなった場合。いずれか 2 つの商品の請求がまとめ請求の場合は対応するセット割引が適用されます。
 - ニ 申し込み内容に虚偽の記載があったとき、その他当社が不適当と認めたとき。
 - ホ ガス料金の支払いに遅延等有る場合は、適用外となります。

5 その他

- (1) 本割引プランは当社が実施する他の割引プラン等と重複して割引を受けることが出来ます。
- (2) 「都市ガスハッピープラン（静岡ガス地区）」を解約した場合でも、「エネワンでんき」および「ウォーターワン」は継続してご利用いただけます。継続してまとめ請求の場合はサイサンの「エネワンでんき」と「ウォーターワン」のセット割引 165 円(税込)/月が適用されます。
- (3) 当社は事前の予告無く、サービスの変更または終了することがあります。

●割引プラン等についてのお問い合わせは、下記にご連絡下さい。

株式会社サイサン(登録番号：A0023)

住所：〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1-11-5

電話番号:0570-041-313